

土地改良区広報

会津宮川

2014年6月

第14号

発行 会津宮川土地改良区

編集 総務課

印刷 北日本印刷株式会社



新宮川ダム周辺の生き物 ～モリアオガエルと枝に産み付けられた白い泡巣～



夢のある農村づくりを目指して

目次

- | | | | |
|------------------|------|------------------|------|
| ① 理事長挨拶 | (P2) | ⑤ 組織機構図 | (P6) |
| ② 第10回通常総代会 | (P3) | ⑥ 農業基盤整備促進事業のご紹介 | (P7) |
| ③ 一般会計及び特別会計収支予算 | (P4) | ⑦ 賦課金及び決済金基準額 | (P7) |
| ④ 宮川幹線用水路分水計画 | (P5) | ⑧ お知らせ | (P8) |

面積及び
組合員

地目	田	: 3,803.8ha
	畑	: 776.6ha
	計	: 4,580.4ha
組合員		: 4,163人

ご挨拶

理事長 山田 忠彦



本土地改良区組合員の皆様にはご健勝でお過ごしのこととお慶び申し上げます。昨年度は、本土地改良区の運営に当たり、特段のご理解とご協力並びにご支援を賜り、年度当初に掲げた事業計画を達成し、土地改良区に課せられた使命を全うすることができましたことに、衷心より感謝を申し上げます。

昨年度を振り返ってみますと、ここ数年は夏場に降水量が少なく水不足となっておりまして、宮川幹線では地区を3ブロックに分け、数日単位でローテーションを組んでかんがい用水を供給するなどの方法によって対処しておりましたが、幸いにして昨年度は降雨があったことから一廻りのローテーションをもって解消でき、水稻の品質向上や収穫量にも好結果をもたらされたと思っております。

また、夏場に平年並みの降雨があったことで、新宮川ダム発電所での発電量は当初の計画よりも若干増加致し、さらに昨年度からの固定価格買取制度による売電単価のアップも相まって、維持管理費への充当も範囲を拡大して確保できましたので、これも予定通り執行できておることから維持管理賦課金及び経常賦課金の軽減へと、組合員の負担軽減に努めておるところです。

さて、この度土地改良区合併から10年目を迎えて、第10回通常総代会が開催されました。新年度の事業計画、定款及び諸規程の一部改正、賦課金及び決済金の基準額、各会計の収支予算について出席した総代の満場一致でのご承認を頂きましたので、計画通りに執行して参る所存であります。なお、これらについては別頁に記載しておりますのでご覧頂きますようお願いを申し上げます。

現在、農業農村をめぐる環境は様々な課題を抱え、国では農業を足腰の強い産業へ、また、農村が持つ多面的機能の発揮を両輪として、農地中間管理機構の制度化など農地集積を加速し、経営所得安定対策、米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設を新たな柱として農業政策を進めております。また、これらに関連して本土地改良区としても農業基盤整備促進事業の意向調査を行うなど集積率の向上とそれにつながる区画拡大に資する事業取り組みを検討しており、これは各集落単位の意向によって事業対応をするようになります。今後は、申請等を行うこととなりますので、その際は各区長のご協力を頂きたいと考えておりますので、宜しくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本年度は昨年度に増して組合員の皆さんが健康で無事に豊穰の時を迎えられ、農業農村が活気づく、そんな年になるよう我々役職員と致しましては施設維持管理と農業用水確保に万全を期して参りますので、皆さんからのお力添えを賜りますよう宜しくお願いを申し上げ、ご挨拶と致します。本年度も宜しくお願いを申し上げます。

水土里ネット福島 会津支部 土地改良功労者表彰を受賞 (H26. 2. 26 受賞)

土地改良区合併前の旧坂下中央土地改良区から、通算して10年を超える期間を理事者として土地改良区の運営、農業農村整備事業等に貢献のあった本土地改良区理事、遠藤淳吉氏が福島県土地連会津支部(支部長:山田理事長)総会の席上、功労者表彰を受けられました。おめでとうございます。

氏名:遠藤淳吉
(第3選挙区選出)



現在の役職:用排水維持管理委員長
主な経歴:旧坂下中央理事(1期)
会津宮川事業係理事(2期)

第10回通常総代会が開催されました



平成26年3月29日(土)午後1時30分より、第10回通常総代会が開催されました。総代現数56名中、47名が出席し第1選挙区の佐々木弘則総代(旧高田)を議長に選出し、総代各位の慎重審議の結果、提出された議案38件は全て可決決定されました。

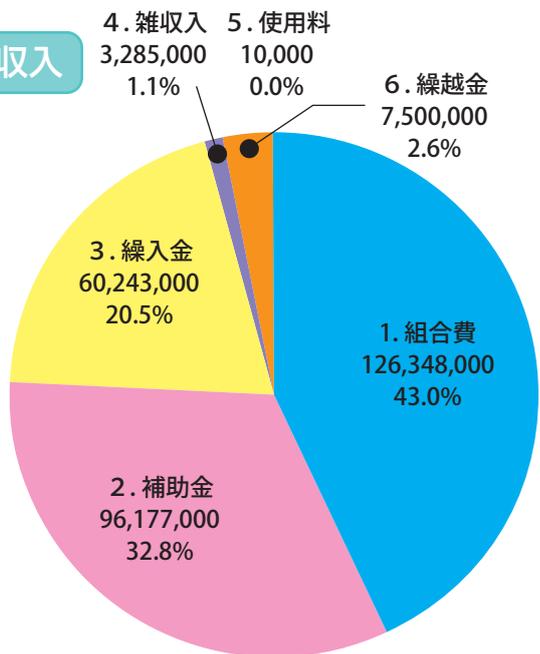
提出議案

- | | |
|----------|--|
| 報告 1 | 平成 25 年度臨時総代会以降の業務報告について |
| 報告 2 | 平成 25 年度定期監査報告 |
| 承認第 1 号 | 平成 25 年度第 4 回理事会において専決補正を行った各会計収支予算の承認について |
| 承認第 2 号 | 平成 25 年度第 5 回理事会において専決補正を行った各会計収支予算の承認について |
| 議案第 1 号 | |
|) | 平成 25 年度一般会計及び各特別会計収支予算の補正(案)について |
| 議案第 10 号 | |
| 議案第 11 号 | 定款の一部変更(案)について |
| 議案第 12 号 | 規約の一部改正(案)について |
| 議案第 13 号 | 会計細則の一部改正(案)について |
| 議案第 14 号 | 地区除外等処理規程の一部改正(案)について |
| 議案第 15 号 | 未収賦課金の一部を不能欠損処分とすることについて |
| 議案第 16 号 | 平成 26 年度事業計画(案)について |
| 議案第 17 号 | 平成 26 年度賦課金の賦課徴収及び決済金基準額について |
| 議案第 18 号 | 平成 26 年度歳計現金及び積立金等の預入先指定について |
| 議案第 19 号 | 平成 26 年度財政調整積立金の運用限度額について |
| 議案第 20 号 | 平成 26 年度一時借入金の借入限度額について |
| 議案第 21 号 | 平成 26 年度宮川施設維持管理特別会計資金の借入限度額について |
| 議案第 22 号 | 平成 26 年度宇内地区経営体育成基盤整備事業特別会計資金の借入限度額について |
| 議案第 23 号 | |
|) | 平成 26 年度一般会計及び各特別会計収支予算(案)について |
| 議案第 38 号 | |

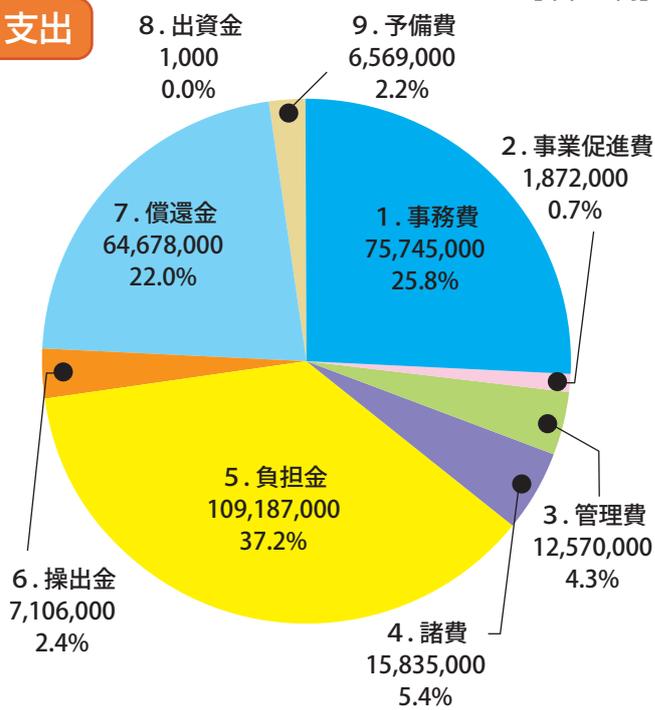
平成26年度一般会計収支予算

【単位：円】

収入



支出



予算額 293,563,000 円

平成26年度各特別会計収支予算

会計名	収支予算額(円)
宮川施設維持管理特別会計	147,488,000
新宮川ダム発電所特別会計	150,669,000
新宮川ダム発電所維持管理積立金特別会計	97,990,000
鶴沼川防災ダム管理事業特別会計	30,756,000
新宮川ダム基幹水利施設管理事業特別会計	46,045,000
宮川頭首工基幹水利施設管理事業特別会計	3,111,000
高橋頭首工基幹水利施設管理事業特別会計	3,787,000
決済金特別会計	1,983,000
国営造成施設用地処理特別会計	4,569,000
宇内地区経営体育成基盤整備事業特別会計	8,145,000
施設償却積立金特別会計	106,475,000
坂下地区維持管理補償事業特別会計	10,069,000
役員、総代退任慰労基金積立特別会計	641,000
職員退職給与積立金特別会計	40,138,000
財政調整積立金特別会計	100,561,000

平成26年度宮川幹線用水路 分水調整計画について

本年度においても、かんがい後期用水（穂ばらみ期用水）を新宮川ダムに確保するため、宮川幹線用水路の受益地区において各分水工から水を流す期間を下記のとおり定めますので、ご理解とご協力をお願い致します。なお、この分水調整期間中に十分な降水量が得られた場合は、調整期間を解除して全面的に分水を行うように致します。

1. 会津美里町高田地域

集落名	分水工名	分水期間
上戸原、杉屋、荻窪、松沢、松岸、赤留、八木沢、雀林、吉田、小山、西本	青第1、小山第1、小山第2、杉屋第1、杉屋第2-1、杉屋第2-2、杉屋第3、荻窪第1-1、荻窪第1-2、荻窪第2、松沢、赤留第1、赤留第2、八木沢第1、八木沢第2、雀林	6月25日～6月30日 7月10日～7月15日

2. 会津美里町新鶴地域

集落名	分水工名	分水期間
新屋敷、沢田、蕎麦ノ目、立行事、駅前、梁田、大石ノ目、上小沢、下小沢、出戸田沢、阿久津	上台分水工	6月25日～7月25日
出戸田沢、根岸、米沢、桧ノ目、沖中田	大久保分水工、田沢第1、田沢第2、米沢、長尾、	6月30日～7月5日 7月15日～7月20日

3. 会津坂下町

集落名	分水工名	分水期間
樋渡、水島、矢ノ目、宇内、津尻	上台分水工、津尻9-0	6月25日～7月25日
樋渡、牛沢、勝方	田沢第1	6月30日～7月5日 7月15日～7月20日
牛沢、蛭川、勝方、大村、宇内、塔寺、杉、船窪	牛沢1-0、牛沢2-0、牛沢2-1、排泥工、勝方第1、勝方第1-1、勝方第2、大村、勝負沢8-0、勝負沢8-1、勝負沢8-2、杉3-0、杉3-1、杉3-2、塔寺4-0、	7月5日～7月10日 7月20日～7月25日
福島県	塔寺4-1、塔寺4-2	随時分水

平成26年4月30日 安全祈願祭

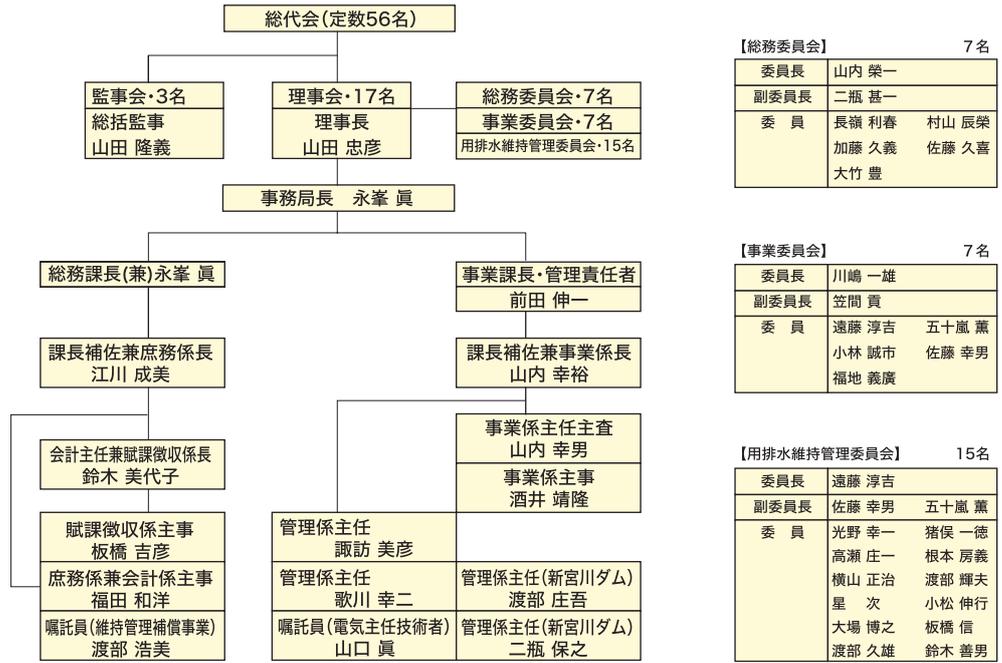


新宮川ダムにおいて、施設の安全祈願をこめた安全祈願祭が執り行われました。

理事及び各水利委員長が参集し、神事は、修祓に始まり、降神、献饌、祝詞奏上、清祓、玉串奉奠、撤饌、昇神と厳粛に執り行われました。

当日はあいにくの雨でしたが、「雨降って地固まる」ということで、今年も会津宮川土地改良区管内へ安全と潤いを提供していきたいと思ひます。

組織機構図
(H26.4.1現在)



【総務委員会】 7名

委員長	山内 榮一
副委員長	二瓶 基一
委員	長瀬 利春 村山 辰榮 加藤 久義 佐藤 久喜 大竹 豊

【事業委員会】 7名

委員長	川嶋 一雄
副委員長	笠間 貢
委員	遠藤 淳吉 五十嵐 薫 小林 誠市 佐藤 幸男 福地 義廣

【用排水維持管理委員会】 15名

委員長	遠藤 淳吉
副委員長	佐藤 幸男 五十嵐 薫
委員	光野 幸一 猪俣 一徳 高瀬 庄一 根本 房義 横山 正治 渡部 輝夫 星 次 小松 伸行 大場 博之 板橋 信 渡部 久雄 鈴木 善男

各係の事務分担表

総務課	庶務係	定款・諸規程の整備、予算に関すること、会議に関すること、職員に関すること等
	会計係	予算・決算に関すること、出納業務、財産の経理的管理に関すること等
	賦課徴収係	賦課金収納業務、組合員名簿・土地原簿の管理、滞納処分に関すること等
事業課	事業係	農業農村整備事業等に関すること、農地転用に関すること、災害復旧事業等に関すること、末端施設の工事に関すること
	管理係	国・県営造成施設(ダム・頭首工・水路等)維持管理及び保全に関すること、用排水調整に関すること、小水力発電事業に関すること、ホームページ更新に関すること

職員紹介
(H26.4.1現在)



事務局長兼総務課長
永峯 眞



事業課長兼管理責任者
前田 伸一



事業課長補佐兼事業係長
山内 幸裕



総務課長補佐兼庶務係長
江川 成美



事業課事業係主任主査
山内 幸男



会計主任兼賦課徴収係長
鈴木 美代子



事業課主任(新宮川ダム)
渡部 庄吾



事業課管理係主任
諏訪 美彦



事業課管理係主任
歌川 幸二



事業課主任(新宮川ダム)
二瓶 保之



事業課事業係主事
酒井 靖隆



総務課賦課徴収係主事
板橋 吉彦



総務課庶務係兼会計係主事
福田 和洋



嘱託職員(坂下維持管理補償事業)
渡部 浩美



嘱託職員(電気主任技術者)
山口 眞

農業基盤整備促進事業のご紹介

地域の実情に応じて農地・農業用施設等の整備を実施し、生産効率の向上と農業競争力の強化を図ることを目的とする国の補助事業が創設されました。

昨年度、会津宮川土地改良区管内で本事業の意向調査を行い要望量を調査しました。本年度は土地改良区管内の各自治区長に申請のご案内を致します。

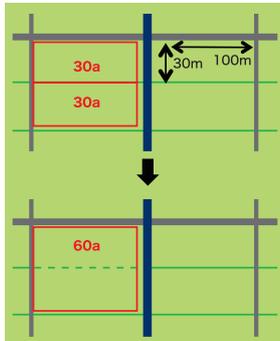
■実施採択要件

- (1) 1地区の事業費が200万円以上で受益者数が2名以上であること。
- (2) 単年度で完了する地区であること。
- (3) **農業振興区域**であること。

■事業種類

- 定率型(補助:国 50%、町・改良区の補助率は現在協議中です。)
用排水路敷設替え、嵩上げ、水路の規格拡大等
- 定額型
区画拡大、暗渠排水等

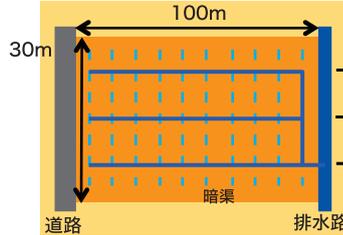
区画拡大



補助金: 10万円/10a

同一所有者であることが条件です。同一耕作者では申請できません。登記の変更は行いませんので、施工後の登記は、1枚の田に2筆となります。
左の図の場合、30aの田2枚を60aの田1枚に拡大しますので、10万円×6=60万円の補助となります。

暗渠排水



補助金: 15万円/10a

暗渠の間隔は10m以下です。左の図の場合、30aの田に3本の暗渠が入っていますので、15万円×3=45万円の補助となります。

平成26年度賦課金及び決済金基準額

○本年度の賦課基準は、次のとおりです。

前期

賦課種別	賦課基準 (円 / 10a)
経常賦課金	田1,200 / 畑400
維持管理賦課金	1,100
施設改修賦課金	108
国営二期事業償還賦課金	2,724
宮袋新田堰改修賦課金	478

後期

賦課種別	賦課基準 (円 / 10a)
国営一期事業償還賦課金	高田 2,918
	新鶴 2,605
	坂下 2,216
	本郷 2,470
県営かんがい排水事業 償還賦課金	高田・新鶴 927
	坂下 962
	本郷 9,001
県ほ若宮地区償還賦課金	869
県ほ牛沢地区償還賦課金	974
県ほ坂下北部地区償還賦課金	963
宇内地区基盤整備事業償還賦課金	4,430

○本年度の決済金基準は、次のとおりです。

	会津美里町			会津坂下町	会津若松市
	高田地区	新鶴地区	本郷地区		
国営事業	4,198	4,198	4,198	42,508	-
県営かんがい排水事業	2,580	2,580	1,762	3,350	-
維持管理費	68,373	68,373	68,373	68,373	15,197
国営地区決済金合計	75,151	75,151	74,333	114,231	-
* 県ほ若宮地区事業	-	-	-	331	-
* 県ほ牛沢地区事業	-	-	-	456	-
* 県ほ坂下北部地区事業	-	-	-	1,568	-

・農地を転用(公共事業による買収及び地目変更も含む)するときは、土地改良法の規定に基づき決済金の納付義務があります。
決済金は、翌年度以降の賦課金等を一括して清算するものであり、当該年度の賦課金は、そのまま賦課されますのでご理解下さい。
※該当事業地区において転用した場合の決済金額。
国営地区に含まれる場合は、この決済金額が国営地区決済金額に加算される。

賦課金の完納にご協力下さい

前期賦課期日：6月13日 前期納入期限：7月15日
 後期賦課期日：9月12日 後期納入期限：10月15日

- 賦課金の納入は口座振替が便利です。
- 「口座振替依頼書」は、土地改良区事務所(土地改良区ホームページからもダウンロードできます。)、会津みどり農業協同組合・あいづ農業協同組合(会津宮川土地改良区管内の支店)にあります。
- 口座振替で納入頂いた場合の領収書は、**年末**に土地改良区から郵送いたします。事前に必要な方は、事務所へお問い合わせ下さい。

口座振替可能な金融機関

会津みどり農業協同組合、あいづ農業協同組合

このような時は、改良区に届出をしてください。

組合員資格に異動があったとき

- 農地を異動(売買、交換、贈与、貸借契約または解除)
- 農業者年金受給または高齢等のため経営を移譲
- 組合員が亡くなられた
- 組合員の住所を変更

農地を転用するとき

- 農地を宅地や駐車場など、農地以外の用途に転用する
- 農地を道路や河川などの公共用地に転用する

改良区施設を使用したいとき

- 雨水排水や浄化槽排水を水路に放流したい
- 水路に橋を架けて出入りに使用したい
- 施設用地に看板などを建てたい

組合員資格得喪通知書

農地転用通知書
地区除外申請書

他目的使用申請書

- 公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳や名簿などは修正されません。必ず土地改良区へ届出をしてください。
- 賦課金は、**毎年4月1日現在の土地原簿に記載された土地**を対象にして賦課されます。異動等があったときは、早めに土地改良区へ届出をして下さい。

編集後記

狂言に「水掛掣(みずかけむこ)」というお話があります。隣り合った田んぼをもつ舅と婿の2人が、それぞれの田に水を引こうとして口論となります。互いに身勝手な持論を展開していき、やがて互いの顔に水を掛け合いつかみ合いの喧嘩になってしまいます。そこへ騒ぎを聞きつけて仲裁にやってきた娘までも巻き込んで…というお話です。

水を巡る農家の思いが良く表されている作品で、「水掛論」や「我田引水」の語源や教訓となっており、水の大切さと水が限りある資源であることが再確認させられます。機会がございましたら、皆様もぜひご覧になって下さい。

本年度も会津宮川土地改良区管内が公平な水使用となるよう、節水のご協力よろしくお願いたします。



【発行】
会津宮川土地改良区

〒969-6266
 福島県大沼郡会津美里町字油田1545番地
 TEL: 0242-54-7154 FAX: 0242-54-3596
 mail (代表) midori-net@aizumiyakawa.jp
 ホームページ http://www.aizumiyakawa.jp/